**令和６年度介護報酬改定（案）に伴う加算等の届出の取扱いについて**

長野県健康福祉部介護支援課

令和６年度の介護報酬改定に伴う介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（以下「体制届」という。）の取扱いは、以下のとおりとなる予定ですので、ご留意ください。

1　届出の対象事業者

（１）**（２）以外の介護サービス事業所**

⇒　以下の届出項目については、４月１日から算定するか否かに関わらず、**全事業所**において内容を確認いただいた上で体制届を提出してください。

**（２）訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション事業所**

⇒　以下の届出項目については、６月１日から算定するか否かに関わらず、全事業所

　において内容を確認いただいた上で体制届を提出してください。

**※　届出項目は現在国から示されている案を元に記載をしているため、今後正式な報酬告示の発出により変更となる場合があります。**

**【下記の括弧内の月（４月、６月）は、施行時期を示しています。体制届の提出時期（案）は、下記「３　体制届の提出期限（予定）」でご確認ください】**

|  |  |
| --- | --- |
| サービス名 | 届出項目 |
| **共通** | **（４月）****（※一部サービス除く）** | **〇処遇改善加算・特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算** |
| **（６月）** | **〇介護職員等処遇改善加算** |
| **（４月又は６月）****（居宅療養管理指導除く）** | **〇高齢者虐待防止措置実施の有無** |
| **（４月又は６月）****（訪問系サービス除く）** | **〇業務継続計画策定の有無** |
| **訪問介護（４月）** | **〇特定事業所加算****○同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）****○同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上））****〇同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90％以上）****○口腔連携強化加算****〇認知症専門ケア加算** |
| **訪問入浴介護（４月）** | **〇認知症専門ケア加算****○看取り連携体制加算** |
| **訪問看護（６月）** | **○緊急時訪問看護加算****〇専門管理加算****○遠隔死亡診断補助加算****○口腔連携強化加算** |
| **訪問リハビリテーション（６月）** | **○リハビリテーションマネジメント加算****〇リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明****〇口腔連携強化加算** |
| **居宅療養管理指導（６月）** | **〇医療用麻薬持続注射療法加算****〇在宅中心静脈栄養法加算** |
| **通所介護（４月）** | **〇入浴介助加算****〇個別機能訓練加算****〇ＡＤＬ維持等加算【申出】の有無****〇認知症加算****〇科学的介護推進体制加算** |
| **通所リハビリテーション（６月）** | **〇施設等の区分****〇入浴介助加算****〇リハビリテーションマネジメント加算****〇リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明****〇科学的介護推進体制加算** |
| **短期入所生活介護（４月）** | **〇看取り連携体制加算****〇口腔連携強化加算****〇生産性向上推進体制加算** |
| **短期入所療養介護（４月）** | **〇口腔連携強化加算****〇生産性向上推進体制加算** |
| **特定施設入居者生活介護****（４月）** | **〇入居継続支援加算****〇ＡＤＬ維持等加算【申出】の有無****〇夜間看護体制加算****〇科学的介護推進体制加算〇高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ****〇高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ****〇生産性向上推進体制加算** |
| **介護老人福祉施設（４月）** | **〇個別機能訓練加算****〇ＡＤＬ維持等加算【申出】の有無****〇認知症チームケア推進加算****〇褥瘡マネジメント加算****〇排せつ支援加算****〇自立支援促進加算****〇科学的介護推進体制加算****〇高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ****〇高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ****〇生産性向上推進体制加算** |
| **介護老人保健施設（４月）** | **〇認知症短期集中リハビリテーション実施加算****〇在宅復帰・在宅療養支援機能加算****〇認知症チームケア推進加算****〇リハビリ計画書情報加算****〇褥瘡マネジメント加算****〇排せつ支援加算****〇自立支援促進加算****〇科学的介護推進体制加算****〇高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ****〇高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ****〇生産性向上推進体制加算** |
| **介護医療院（４月）** | **〇リハビリテーション・口腔・栄養に係る計画の提出****〇認知症チームケア推進加算****〇排せつ支援加算****〇自立支援促進加算****〇科学的介護推進体制加算****〇高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ****〇高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ****〇生産性向上推進体制加算** |

**※なお、安曇野市の旧明科町に所在又はサテライト事業所が所在している訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与事業所については、上記に加え、「特別地域加算」・「中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）」・「中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）」に係る部分についても、算定するか否かに関わらず、内容を確認いただいた上で体制届を提出してください。**

2　届出書類

以下の様式により作成してください。

**１．介護給付費算定に係る体制等に関する届出書**

**２．介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（令和６年4月版）**

**３．添付書類：現時点では未定。３月中旬以降、県ホームページに掲載予定です。**

３　体制届の提出期限（予定）

●指定居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護）

●指定施設サービス、指定短期入所サービス、特定施設入居者生活介護

**⇒令和６年４月１日（月）**

●指定居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション）

**~~⇒令和６年５月３１日（金）~~　令和6年５月15日（水）**

４　体制届の提出先

○長野市及び松本市以外の事業所：事業所の所在地を管轄する県保健福祉事務所福祉課

（届出先一覧をご覧ください。）

○長野市内の事業所　：長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

○松本市内の事業所　：松本市健康福祉部高齢福祉課

〇地域密着型サービス及び居宅介護支援事業所：事業所所在地の保険者

5　その他の留意事項

(1) 体制届の審査について

提出された体制届の審査に伴い、疑義が生じた場合は、県から届出者に対し、内容を確認します。

(2) 新たな加算の算定について

新たな加算の算定に際しては、以下の情報等を十分参照のうえ、ご判断ください。

１．県ホームページに掲載する報酬告示等資料

２．ワムネット（https://www.wam.go.jp）の関係法令、通知

※　県が実施する運営指導等により、算定要件の誤りが判明した場合は、介護報酬の返還対象となりますので、算定要件に疑問がある場合には請求される前に県へご相談ください。

※　県への提出：**体制等状況一覧表の新規又は変更する加算項目に「○」をし、マー**

**カー等で変更箇所等がわかるように着色してください。その他変更**

**のない加算については確認のため、現在の届出状況をすべて選択し**

**て「○」をしてください。**

(3) 従来の加算等の変更について（施設・居住系サービスのみ）

従来の加算・施設区分等に変更がある場合は、新たな加算の届出書に併せて記載のうえ、ご提出ください。

※　県への提出：**体制等状況一覧表で現在の届出状況をすべて選択して「○」をし、**

**変更する加算項目についてマーカー等で着色してください。**

※　ただし、居宅系サービスについて、令和６年度の介護報酬改定による要件の見直し等がない加算について、令和６年４月１日から新規取得または区分の変更等をする場合、３月15日（金）までに体制届を提出いただかないと４月から算定できませんのでご注意願います。

(4) 体制届の提出がない場合の取扱いについて

提出期限までに体制届の提出がない場合、新たな加算については、「なし」/「対応不可」として取り扱い、従来の加算については、変更がないものとして取り扱いますのでご注意願います。

(5) 説明内容の変更等

体制届の受理後であっても、今後示される厚生労働省のＱＡ等により、お問い合わせ時に説明した内容を変更し、追加の書類等を求める場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

(６) 加算に関する問い合わせ等について

県ホームページにより、今後、厚生労働省から発出される報酬改定に係る解釈通知およびＱＡ等の情報を速やかに掲載してまいります。当該通知等十分ご確認いただいたうえで、お問い合わせください。
　３月から４月にかけて、皆様からのお問い合わせが集中し、電話がつながりにくい場合がありますので、ご質問については、メールやFAXでお願いします。

【長野県ホームページ】

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「介護支援課」→（２）サービス業務のうち「令和６年度介護報酬改定等について」

https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/service/06kaiseiosirase.html

【厚生労働省（介護報酬関連）ホームページ】

「厚生労働省トップページ」→「分野別政策」→「介護・高齢者福祉」→「施策情報」の「介護報酬

のページ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/index.html>

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 保健福祉事務所（福祉課） | 所　在　地 | 電話番号ＦＡＸ番号 | メールアドレス | 管轄区域 |
| 佐久保健福祉事務所 | 〒385-8533 佐久市跡部65-1佐久合同庁舎 | 0267-63-31400267-63-3110 | sakuho-fukushi@pref.nagano.lg.jp | 南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市 |
| 上田保健福祉事務所 | 〒386-8555 上田市材木町1-2-6上田合同庁舎 | 0268-25-71220268-25-7179 | uedaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp | 小県郡、上田市、　　東御市 |
| 諏訪保健福祉事務所 | 〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10諏訪合同庁舎 | 0266-57-29100266-57-2963 | suwaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp | 諏訪郡、岡谷市、　　諏訪市、茅野市 |
| 伊那保健福祉事務所 | 〒396-8666 伊那市荒井3497伊那合同庁舎 | 0265-76-68100265-76-6513 | inaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp | 上伊那郡、伊那市、　駒ヶ根市 |
| 飯田保健福祉事務所 | 〒395-0034 飯田市追手町2-678飯田合同庁舎 | 0265-53-04100265-53-0474 | iidaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp | 下伊那郡、飯田市 |
| 木曽保健福祉事務所 | 〒397-8550 木曽郡木曽町福島2757-1木曽合同庁舎 | 0264-25-22180264-24-2350 | kisoho-fukushi@pref.nagano.lg.jp | 木曽郡 |
| 松本保健福祉事務所 | 〒390-0852 松本市大字島立1020松本合同庁舎 | 0263-40-19110263-40-1803 | matsuho-fukushi@pref.nagano.lg.jp | 東筑摩郡、塩尻市、安曇野市 |
| 大町保健福祉事務所 | 〒398-8602 大町市大町1058-2大町合同庁舎 | 0261-23-65070261-23-6509 | omachiho-fukushi@pref.nagano.lg.jp | 北安曇郡、大町市 |
| 長野保健福祉事務所 | 〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1長野保健所庁舎 | 026-225-9085026-223-7669 | nagaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp | 埴科郡、上高井郡、上水内郡、須坂市、千曲市 |
| 北信保健福祉事務所 | 〒389-2255 飯山市大字静間字町尻1340-1飯山庁舎 | 0269-62-36040269-63-2934 | hokuho-fukushi@pref.nagano.lg.jp | 下高井郡、下水内郡、中野市、飯山市 |
| 長野県健康福祉部　　介護支援課 | 〒380-8570長野市大字南長野字幅下692-2長野県庁 | 026-235-7121026-235-7394 | kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp | － |

【届出先一覧】